

福井県 建築行政マネジメント計画 推進計画書

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施される建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

	確認申請から確認済証交付						合計	
	確認審査		適判審査		計		総日数	実審査日数
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数		
適判物件	30	15	29	10	59	25	59	25
非適判物件 (1~3号)	—	—	—	—	15	—	15	—
非適判物件 (4号)	—	—	—	—	8	—	8	—

※適判物件：構造計算適合性判定を要する物件 平成 2 1 年度確認分を集計

非適判物件：構造計算適合性判定を要しない物件 平成 2 2 年 1 月受付～5 月確認分を集計

(用語の定義は以下同じ)

(2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析

- ・適判物件、非適判物件問わず、申請者側の問題（図面間の不整合や必要な情報の不備が多い、補正等の作業期間が長い等）により審査に長期間を要している物件がほとんどとなっている。
- ・十分な相談がないまま、増築の確認申請を行っているものや特殊な構造物にかかる申請がされたため長期間を要することとなった物件も見受けられた。

(3) 確認審査の流れ（消防同意手続きを含む。）

- ・市町で申請書受取の後、所管の土木事務所にて確認審査を行い、その後各所管消防署に送付、各消防署で同意後、土木事務所へ返却となっている。適判物件については、その後、適合性判定機関での審査を行うこととなる。

(4) 確認審査の体制

- ・土木事務所における審査人員は、課長（建築主事）1 名、課員（確認審査、検査を行う職員）2 名、建築確認支援システム情報入力補助者 1 名となっており、課員と課長によるダブルチェックを行っている。

(5) 事前相談

- ・ 随時相談に応じる体制としている。

(6) 審査担当者会議

- ・ 土木事務所建築担当者会議および福井県建築行政会議（建築住宅課、各土木事務所、福井市、指定確認検査機関（福井県建築住宅センター）の建築確認審査担当者等が出席）を開催し、県内における統一的取扱いについて協議、調整を行っている。

(7) 長期間かかっているものの理由と対応

- ・ 主に、申請者側の問題により審査に長期間を要している物件が多いが、指摘事項を迅速、正確に伝えるために、電話やFAXによる補足を行っている。

(8) その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

- ・ 各種講習会に出席した場合には、伝達講習会により別途審査担当者に周知する等して情報共有を図っている。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね35日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みについて取り組み方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・ 確認図書の受付の時点で、①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上、大きな問題がないか等を、チェックシート等により確認する。
- ・ また、上記チェックシート等を一般向けにも公開し、申請者側でもできる限り申請前にチェックを行うよう依頼する。
- ・ 以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ・ 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ・ 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・ 確認図書の受付後、意匠審査を速やかに行う。意匠審査においては、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについての問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。なお、この場合、確認図書に係るすべての指摘ではない旨を伝達する。

- ・補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。
- ・特に適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠設計において構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認し、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。

(3) 審査体制の改善

- ・円滑な審査の実現のため、審査体制の充実を検討する。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠設計において構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認後、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、事前通知書により構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行う。
- ・消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

(5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・建築確認円滑化対策連絡協議会に参加し、設計者、県、福井市、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。
- ・ホームページによる申請者への情報提供を積極的に行うとともに、各種講習会の開催・支援を行い、申請者側の知識・技術力の向上に努める。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的な取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、四半期毎に、各物件の審査状況、平均総審査日数等（適判物件については平均実審査日数含む）を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

- (2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置
 - ・審査に係る苦情を受け付ける窓口を建築住宅課に設置し、HPを開設する等窓口の多様化を図る。
- (3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備
 - ・寄せられた苦情については、迅速に対応することとし、建築住宅課において実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うものとする。
- (4) 審査員への指導等の取組み方針
 - ・建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。
 - ・審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。
- (5) その他審査バラツキ是正のための取組み
 - ・日本建築行政会議や都道府県建築行政連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。
 - ・土木事務所建築担当者会議および福井県建築行政会議を開催し、審査に関する協議、調整を行い、県内における審査のバラツキの是正に努める。

6. その他

- (1) 推進計画書の公表方法
 - ・建築住宅課ホームページ内に掲載する。
 - ・建築関係機関・団体に文書にて送付して周知する。
- (2) 推進計画書の改善
 - ・推進計画書については、必要に応じて随時見直しを行い、改善を図るものとする。